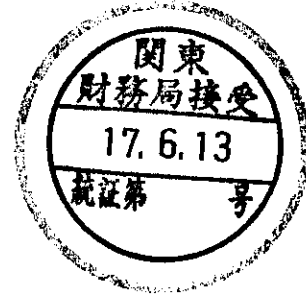


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

第三号様式



【表紙】

【提出書類】

大量保有報告書

【根拠条文】

法第27条の26第1項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

アライアンス・キャピタル・アパレル・マネジメント株式会社
代表取締役社長 引間 雅史

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区大手町1丁目5番1号
大手町ファーストスクエア

【報告義務発生日】

平成17年5月31日

【提出日】

平成17年6月13日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

2名

【提出形態】

連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	新日鉱ホールディングス株式会社
会社コード	5016
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京、大阪、名古屋
本店所在地	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（アメリカ合衆国法上のリミテッドパートナーシップ）
氏名又は名称	アライアンス・キャピタル・マネジメント・エル・ピー (Alliance Capital Management L.P.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国10105、ニューヨーク州、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1345 (1345 Avenue of the Americas, New York, New York 10105, U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1987年11月18日
代表者氏名	ルイス・サンダース Lewis Sandars
代表者役職	会長兼チーフ・エグゼクティブ・オフィサー
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社 リーガル・コンプライアンス本部 コンプライアンス部長 齋藤 勝夫
電話番号	03(3240)8591

(2)【保有目的】

資産運用契約に基づき、顧客の資産の運用のために保有している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			48,070,600
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株引受権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 48,070,600
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q		48,070,600 株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成16年9月30日現在)	S	848,462,002 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	5.67 %	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	-- %	

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町1丁目5番1号大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成8年10月28日
代表者氏名	引間 雅史
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資信託委託業 内外の有価証券等に関する投資助言業務及び投資一任契約に関する業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社 リーガル・コンプライアンス本部 コンプライアンス部長 齋藤 勝夫
電話番号	03(3240)8591

(2)【保有目的】

投資信託及び投資法人に関する法律又は投資一任契約に基づく投資信託又は顧客の資産の運用のために保有している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			4,167,500
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株引受権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 4,167,500
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q		4,167,500 株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成16年9月30日現在)	S	846,462,002 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	0.49 %	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	-- %	

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- (1) アライアンス・キャピタル・マネジメント・エル・ピー (Alliance Capital Management L.P.)
 (2) アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			52,238,100
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株引受権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 52,238,100
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q		52,238,100 株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成16年9月30日現在)	S	848,462,002 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	6.16 %	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	-- %	

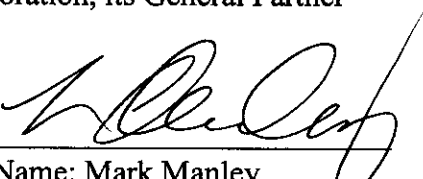
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Alliance Capital Management L.P., a limited partnership organized and existing under the laws of the State of Delaware, U.S.A., with its principal office at 1345 Avenue of the Americas, New York, New York 10105, U.S.A., (the "Company"), does hereby constitute and appoint Alliance Capital Asset Management (Japan) Ltd., with its office at Otemachi 1st Square, 1-5-1, Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the Reports and the Notices described in Articles 27-23, 27-25 and 27-26 of the Securities and Exchange Law of Japan and any amendments thereto (the "Reports and Notices") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports and Notices.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by Mark Manley, this 9th day of June, 2007.

Alliance Capital Management L.P.
By: Alliance Capital Management
Corporation, its General Partner

By:



Name: Mark Manley

Title: Senior Vice President and Assistant Secretary

[訳 文]

委 任 状

アメリカ合衆国デラウェア州法に準拠して設立され、存続し、その主たる事務所をアメリカ合衆国10105、ニューヨーク州、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1345に有する法人であるアライアンス・キャピタル・マネジメント・エル・ピー（「当法人」）は、ここに、日本国東京都千代田区大手町1丁目5番1号大手町ファーストスクエア所在アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社を当法人の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当法人を代理して日本国証券取引法第27条の23、同法第27条の25及び同法第27条の26に定める報告書及び届出書（「報告書及び届出書」）を作成し、これらを日本国関東財務局長に提出すること及び同報告書及び届出書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当法人は、2005年6月9日、マーク・マンリーをして本委任状に適法に署名せしめた。

アライアンス・キャピタル・マネジメント・エル・ピー

そのジェネラル・パートナーである
アライアンス・キャピタル・マネジメント・コーポレーション

[署 名]

マーク・マンリー
シニア・ヴァイス・プレジデント兼アシスタント・セクレタリー